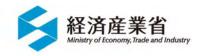
News Release



平成20年6月6日経済産業省

電解二酸化マンガンに対する暫定的な不当廉売関税の賦課について

- 〇 本日開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国から輸入される電解二酸化マンガンに対して暫定的な不当廉売(アンチ・ダンピング)関税を賦課する答申が出されました。
- これは、昨年4月27日より行われている当該産品に係る不当廉売関税課税調査において、国内産業の損害等を緊急に防止する必要性があることが明らかになったことを踏まえたものです。
- 〇 今後、発動政令の閣議決定を経た上で速やかに暫定的な不当廉売関税が賦 課されることになります。
 - (参考1)申請者は、東ソ一㈱及び東ソー日向㈱。
 - (参考2) 電解二酸化マンガンは、主に乾電池の材料として使用。

1. 暫定的な不当廉売関税率

国 名	暫定的な不当廉売関税率
オーストラリア	29.3%
スペイン	14.0%
中華人民共和国(紅星大龍)	34.3%
中華人民共和国(その他)	46.5%
南アフリカ共和国	14.5%

(注) 不当廉売関税は、輸出価格と輸出国の国内価格等を比較して、輸出価格が国内価格等よりも低い場合に、これを不当な廉売として、その差額(不当廉売差額)を基に賦課。ただし、中華人民共和国については、2001年のWTO加盟時の取り決めに基づく特例措置により算定。

2. 今後の予定

6月10日(火) 閣議

6月13日(金) 政令公布

6月14日(土) 暫定不当廉売関税賦課開始

その後、利害関係者からの反論を受けつけ、これを踏まえて不当廉売関税の 税率等に関する最終的な決定がなされる予定です。

(参考1)米国、EUの動き

- 1. 米国は、オーストラリア (120.59%) 及び中華人民共和国 (236.81%) に対して本年3月に暫定措置を発動。
- 2. EUは、南アフリカに対して本年3月に不当廉売関税賦課(17.1%)。

(カッコ内は不当廉売関税率)

(参考2)調査対象国による我が国に対する不当廉売関税の発動状況

オーストラリア:化学品及び鉄鋼の2品目に課税中

中華人民共和国:化学品、鉄鋼及び紙等23品目に課税中。 スペイン(EU)及び南アフリカ:現在、課税事案はなし。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 中園

担当者: 金野、藤田、井出

電 話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462 (直通)

製造産業局化学課:太田

電 話:03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737 (直通)

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ 共和国産電解二酸化マンガンの不当廉売について

貿易経済協力局 製 造 産 業 局

I. 経緯

平成 19 年

・1月31日 東ソー日向㈱及び東ソー㈱が不当廉売関税の課税申請

• 4月27日 調査開始

・6月 利害関係者等へ質問状を送付

・11 月~12 月 現地調査を実施

平成 20 年

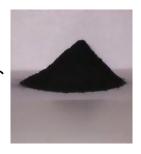
・ 4 月 25 日 調査期限を 6 ヶ月延長

Ⅱ.調査の概要

不当廉売 (ダンピング) の事実、国内産業の損害の事実、その両者の因果関係、について調査を行っている。

1. 調查対象貨物

電解二酸化マンガンは、主に一次電池(マンガン電池、 アルカリマンガン電池等)の正極材料として使用。その 他、マッチ原料、ガラス工業用途(着色)、触媒原料等に も利用される。



2. 調査対象期間

ダンピング輸入の事実平成 18 年 1 月 1 日~同年 12 月 31 日損害の事実平成 16 年 4 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日

3. 調査対象国

オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国の4ヶ国

4. 調査の現状

(1) 証拠・情報の提出

利害関係者等に対し質問状を送付したところ、回答状況は次のとおり。

		調査当局からの質問状			
 区分	送付数	数回答数		うち実績あり	
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)
供給者	43	9	21%	8	89%
オーストラリア	2	1	50%	1	100%
スペイン	3	2	67%	2	100%
中華人民共和国	37	5	14%	4	80%
南アフリカ共和国	1	1	100%	1	100%
 輸入者	14	13	93%	9	69%
本邦生産者	3	3	100%	3	100%
産業上の使用者	38	35	92%	19	54%

(2) 不当廉売 (ダンピング) された貨物の輸入の事実

不当廉売関税は、我が国への輸出価格と輸出国の国内価格等(正常価格) を比較して、輸出価格が国内価格等よりも低い場合、これを不当な廉売として、その差額(不当廉売差額)について関税を賦課するもの。

不当廉売差額は、個々の生産者から提出された証拠に基づいて、商取引の 同一の段階(工場出荷段階を原則)に調整した上で算出したが、提出のな かった生産者については、調査当局が「知ることができた事実」に基づいて 算出した。

また、我が国に輸出された電解二酸化マンガンは、マンガン乾電池製造用、 アルカリ乾電池製造用等に分かれて取引されていたことから、輸出価格(年間の加重平均)と正常価格(年間の加重平均)の比較にあたっては、可能な 限り各々の生産者の製造型番毎に区分して比較を行った。

なお、中国の生産者の正常価格については、平成 13 年の中国のWTO加盟時の取り決めに基づく特例措置により算定した。

算出された不当廉売差額は次のとおりであり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。

各国の不当廉売の事実

国	名	不当廉売差額(輸出価格=100)
オーストラリア		4 1
スペイン		1 7
中華人民共	紅星大龍	4 3
和国(注)	その他	7 4
南アフリカ		1 8

(注)中国の特例措置は、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を 明確に示すことができない場合には、比較可能な最も近い経済発展段階に ある国の価格を正常価格として比較を行うもの。

(3) 国内産業に与える損害の事実

不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、4ヶ国からの輸入を全体として、①不当廉売された貨物の輸入の増加、②国産の電解二酸化マンガン価格に与える影響、③国内産業に及ぼす影響、について検討したところ、国内産業に与える損害の事実が認められた。

① 輸入の動向

調査対象期間の平成 16 年度から平成 18 年度にかけて、輸入が急増し、 国内販売数量、市場占拠率等が減少している。

指数(平成16年度=100)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	16→18 年度 変化率
4ヶ国からの輸入量	100	147	166	+66
国産品の国内販売量	100	7 3	5 4	▲ 4 6
国内総需要 (注)	100	9 7	9 0	1 0
国内産業の市場占拠率	100	7 5	6 0	4 0

(注) 国内総需要は、4ヶ国以外の国からの輸入を含む。

② 国内産業の損害

上記の結果、利潤、雇用等が大幅に減少しており、国内産業に損害が生じている。

指数(平成16年度=100)	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	16→18 年度 変化率
利潤(営業利益)	100	▲1852	▲1897	正→負
平均雇用人数	100	7 2	5 5	▲ 4 5

(4) 因果関係

調査対象国以外からの輸入が僅かである等、他の要因による影響は限定的であることから、不当廉売された貨物の輸入により、国内産業に及ぼす損害の事実が認められた。

Ⅲ. 暫定的な不当廉売関税の賦課

- ① 当該調査対象期間以降、国内産業は大幅に収益等が悪化していること、
- ② ECに加え、本年3月に米国が不当廉売関税を発動し、我が国への販売 圧力が強まることから、緊急に損害の拡大を防止する必要がある。従って、 調査によって明らかになった不当廉売差額に相当する以下の暫定的な不当 廉売関税を賦課することとし、暫定措置の期間は、WTO協定及び法令で 認められた4ヶ月とすることが適当と考えられる。

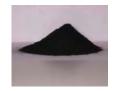
围	名	暫定的な 不当廉売関税率
オーストラリ	7	29.3%
スペイン		14.0%
中華人民共	紅星大龍	34.3%
和国	その他	46.5%
南アフリカ		14.5%

(参考) 不当廉売関税の暫定措置は、WTO協定において認められており、米国、EC等の諸外国においては、一般的に行われているが、日本においては初めて。

I. 電解二酸化マンガン(EMD)産業の現状について

1. 電解二酸化マンガンとは

(1) 電解二酸化マンガン(EMD) は主として、一次電池 (マンガン電池、アルカリマンガン電池等)の正極材料 として使われる化学物質である。



その他、マッチ原料、ガラス工業用途 (着色)、触媒原料 などに使われている。

(2) 一次電池での使用例

①マンガン乾電池

マンガン乾電池は、一次電池の一種で、正極に二酸化マンガン、負極に亜鉛、電解液に塩化亜鉛を用いたもので、外側が亜鉛缶になっている。電解液は二酸化マンガンと混合された形で使われる。負荷電流が比較的小さいリモコン、時計など、また間歇的に使用するガスコンロやストーブの点火ヒーター、懐中電灯などに用いられる。

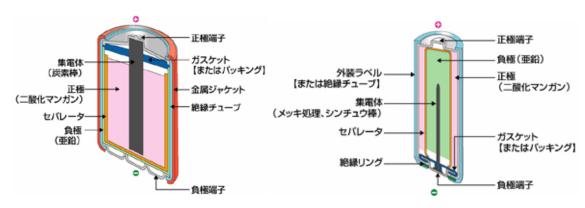
②アルカリ乾電池

アルカリ・マンガン乾電池は、一次電池の一種で、正極に二酸化マンガンと黒鉛の粉末を混合したもの、負極に亜鉛、電解液に水酸化カリウムを用いた乾電池で、内側に亜鉛粒が配置されている。電解二酸化マンガンの内でも、高純度・高性能のものが使用されている。マンガン乾電池に比べ高いエネルギー密度を持ち、モータ駆動用、ストロボなど連続的に大きな電流を必要とする各種携帯機器に使用されている。

一次電池の構造例

<マンガン乾電池>

<アルカリ乾電池>



出典:電池工業会ホームページ

2. 電解二酸化マンガンの国内製造事業者について

- ① 東ソ一㈱、東ソ一日向㈱ 日向工場
- ② 三井金属鉱業㈱ 竹原工場

3. 電解二酸化マンガンの輸入

〇電解二酸化マンガン(EMD)の輸入量の推移

(単位:トン)

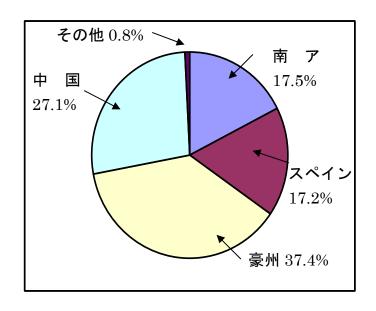
	2004 年度	2005 年度	2006 年度	04→06 年度変化率
EMD輸入量	9,225	13,457	15,160	+64.3%

貿易統計から

国内輸入は、南アフリカ、スペイン、豪州、中国の4カ国で占める。

2006年度輸入国別

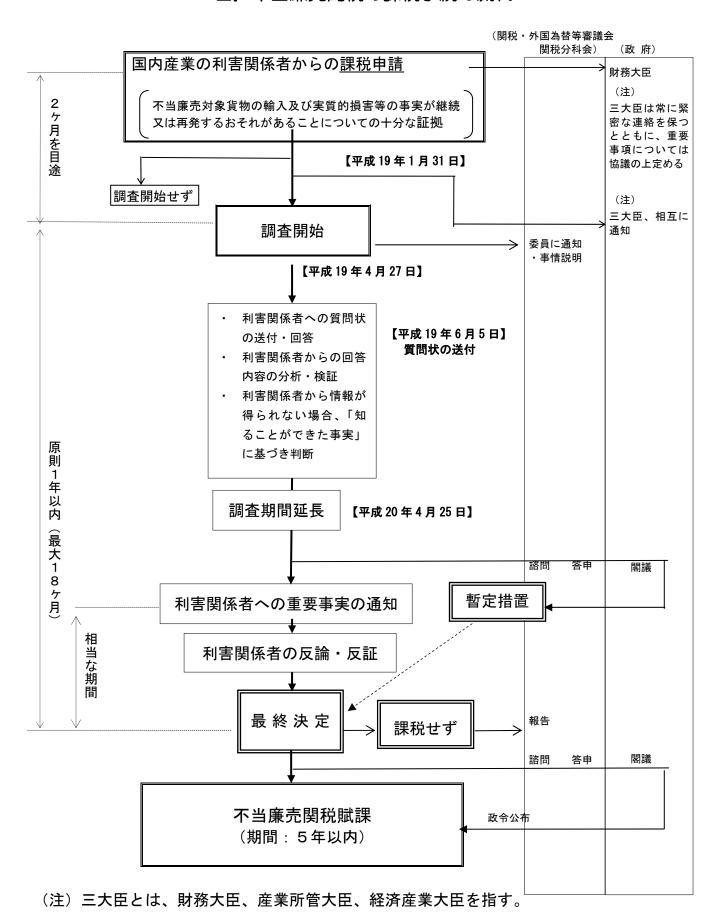
	トン	割合(%)
南アフリカ	2,654	17.5
スペイン	2,600	17.2
豪州	5, 671	37.4
中国	4, 111	27. 1
その他	124	0.8
総輸入量	15, 160	100



Ⅱ. 不当廉売関税制度の概要

区分	不当廉売関税
国内法上の根拠規定	関税定率法第8条不当廉売関税に関する政令
WTO協定上 の根拠規定	・ガット第6条 ・ダンピング防止協定
制度の概要	・不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税。
適用要件	 (1) 当該貨物に不当廉売の事実があること。 (ダンピング輸入の事実) (2) 当該貨物の輸入が我が国の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国産業の確立を実質的に妨げる事実があること。 (損害等の事実、因果関係) (3) 我が国産業を保護するため必要があると認められること。 (産業保護の必要性)
関税措置	・不当廉売差額〔(正常価格) — (不当廉売価格)〕と同額 以下の割増関税。
発動政令の 指定事項	・貨物の品名、供給者又は供給国、期間、割増関税の額
備考	・暫定措置の期間は原則4月以内・確定措置の期間は原則5年間以内

Ⅲ、不当廉売関税の課税手続の流れ



Ⅳ、中国に対する特例措置の概要

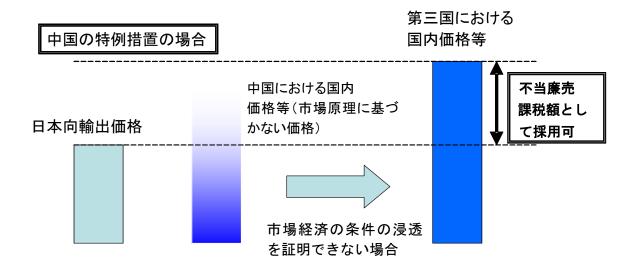
1. 概要

WTO加盟国は、中国に対する平成 13 年のWTO加盟の際の取り決めにより、 平成 28 年までの間、市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことがで きない場合は、不当廉売関税に関して特例措置を適用できることとされている。

我が国では、中国の企業を対象に不当廉売関税の課税調査を行う場合、特例 措置として、調査対象企業自らが、

- ① 生産者が政府から独立して市場原理に基づき意思決定していること
- ② 市場価格での原料購入
- ③ 労働者との賃金交渉
- ④ 生産手段の自己管理
- ⑤ その他(国際会計基準に基づく会計処理)

を立証しない限り、不当廉売差額を計算する際に、輸出価格と比較する対象を中国の国内価格等ではなく、第三国での国内価格等を用いることができること としている。



2. 本調査における特例措置の適用

本調査において、市場価格による価格決定に関する証拠を提出した中国企業は、紅星大龍1社。その企業についても、地方政府が間接的な株主となっている等、生産者の事業活動が政府から独立していないものと考えられ、市場原理により生産価格、販売価格が決定されている証拠は明確に示されなかったことなどから、特例措置を適用。

(参考) 特例措置に対する各国の対応

我が国、米国、ECは特例措置を維持。なお、中国は、各国に対し本特例措置の撤廃を働きかけており、NZ、豪州、韓国等が特例措置を撤廃。

V. 我が国における不当廉売関税の申請及び課税の状況

① 中華人民共和国、 南アフリカ共和国及 びノルウェー産フェ ロシリコマンガン	• 1991. 10 • 91. 11 • 93. 1 • <u>93. 2</u> • 98. 1	日本フェロアロイ協会 課税申請 調査開始 中国2社と価格約束 中国産フェロシリコマンガンに対する不当廉売関 税に関する政令施行(不当廉売関税課税) 課税期間満了
② パキスタン産綿糸	- 1993. 12 - 94. 2 - <u>95. 8</u> - 2000. 7	調査開始
③ 韓国及び台湾産ポ リエステル短繊維	- 2001. 2 - 01. 4 - 02. 7 - 06. 6 - 06. 8 - 07. 6	調査開始 ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関 税に関する政令施行(不当廉売関税課税) 帝人ファイバー等3社 課税期間延長申請 調査開始
④ オーストラリア、 スペイン、中華人民 共和国及び南アフリ カ共和国産電解二酸 化マンガン	- 2007. 1 - 07. 4 - 08. 4	

VI. 我が国に対する不当廉売関税の課税状況

オーストラリア、中華人民共和国、南アフリカ共和国及び欧州連合による日本産品に対する不当廉売関税の課税状況(平成19年末現在発動中のもの)

(1) オーストラリア

産品	発動日	関税率
熱延鋼板	2004年4月2日	2. 22%
塩化ビニル樹脂	1992 年 10 月 22 日 2007 年 10 月 4 日	8%

(出所) WTOへの通報文書

(2)中華人民共和国

-/ 1 +/\\/\\		
産品	発動日	関税率
カプロラクタム	2003年6月6日	5-18%
無水フタル酸	2003年8月31日	66%
ブチレン・ゴムSBR	2003年9月9日	0-33%
塩化ビニル樹脂	2003年9月29日	7-84%
トルエン (TDI)	2003年11月22日	4-49%
フェノール	2004年2月1日	6-144%
エタノールアミン	2004年11月14日	74%
クロロプレン・ゴム	2005年5月10日	2-151%
水加ヒドラジン	2005年6月17日	184%
トリクロロエチレン (TCE)	2005年7月22日	159%
シ゛メチル・シクロシロキサン	2006年1月16日	13-22%
フランフェノール	2006年2月12日	132. 20%
ヌクレオチド類食品添加物	2006年5月12日	25-119%
カテコール	2006年5月22日	42. 86%
エピクロロヒドリン	2006年6月28日	0-71. 5%
ポリブチレンPBT	2006年7月22日	6. 2-17. 31%
ビスフェノールA	2007年8月30日	6. 1–37. 1%
メチルエチルケトン	2007年11月22日	9. 6-66. 4%
塗工印刷用紙	2003年8月6日	9-71%
光ファイバー	2005年1月1日	46%
電解コンデンサ紙	2007年4月18日	15-40. 83%
ステンレス冷延鋼板	2006年4月8日	17–58%
スパンデックス	2006年10月13日	13. 87-61. 00%

(出所) WTOへの通報文書

(3) 南アフリカ共和国なし。

(4) 欧州連合なし。

Ⅷ。電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税状況

(2008年4月末現在発動中のもの)

発動国	対象国	課税措置(【 】内は不当廉売関税率)
EU	南アフリカ共和国	2006 年 12 月 調査開始 2007 年 9 月 暫定措置 【14.9%】 2008 年 3 月 確定措置 【17.1%】
米国	オーストラリア	2007年9月 調査開始 2008年3月 暫定措置 【120.59%】
不国	中華人民共和国	2007 年 9 月 調査開始 2008 年 3 月 暫定措置 【236.81%】

(出所) WTOへの各国通報文書、各国官報

™. WTO加盟国による不当廉売関税の課税状況

		発動国														
		インド	米国	EC	アルセ゛ンチ ン	南アフリカ	トルコ	中国	カナダ	メキシコ	オーストラリア	ブラ シ゛ル	韓国	日本	その 他	計
被発動国	中国	75	54	50	38	14	41	0	12	15	10	13	13	0	62	397
	韓国	24	11	12	10	16	7	18	5	1	11	1	0	1	22	139
	台湾	28	12	10	10	5	9	8	4	4	2	1	3	1	13	110
	米国	17	0	5	5	5	1	16	11	19	4	8	6	0	9	106
	日本	18	21	7	4	1	0	20	2	2	2	1	11	0	10	99
	ロシア	13	8	15	2	2	5	6	3	6	1	2	2	0	19	84
	タイ	13	9	17	2	4	8	1	1	0	7	1	0	0	17	80
	インド	0	11	16	5	12	8	4	3	1	0	3	2	0	13	78
	イント゛ネシア	14	9	11	3	5	4	1	2	1	4	0	2	0	20	76
	ブラジル	8	8	4	29	4	1	0	3	9	0	0	0	0	4	70
	ウクライナ	4	6	11	2	1	4	1	3	6	0	1	0	0	11	50
	EC	29	0	0	0	0	0	6	0	1	0	2	0	0	7	45
	マレーシア	8	3	10	2	2	3	2	0	0	4	0	2	0	9	45
	ドイツ	6	4	0	2	8	1	3	2	1	1	2	2	0	4	36
	南アフリカ	6	8	3	6	0	0	0	3	0	2	2	0	0	5	35
	フランス	3	4	0	0	5	0	1	4	0	2	3	1	0	4	27
	イタリア	3	8	0	4	2	1	0	1	0	2	1	0	0	4	26
	メキシコ	2	8	3	2	0	0	1	2	0	0	2	0	0	6	26
	ルーマニア	2	3	4	1	0	3	0	2	2	0	2	0	0	6	25
	シンカ゛ホ゜ール	15	0	1	0	0	0	2	0	0	4	0	3	0	0	25
	スペイン	4	5	0	4	2	0	0	1	0	0	2	1	0	3	22
	トルコ	4	3	2	2	2	0	0	3	0	0	0	0	0	6	22
	その他	51	47	56	24	31	14	7	20	14	16	20	6	1	67	374
	計 ====================================	347	242	237	157	121	110	97	87	82	72	67	54	3	321	1997

(出所) WTOホームページ (1995年1月から2007年6月末までの実績)